

## 人事発令の「付」の処理要領に関する通達

昭和 37 年 7 月 9 日  
陸幕発 1 第 289 号

改正	昭和 53 年 1 月 13 日陸幕監理第 1 号	平成 19 年 1 月 9 日陸幕法第 1 号
	平成 19 年 3 月 28 日陸幕法第 61 号	平成 21 年 2 月 3 日陸幕法第 10 号
	平成 26 年 3 月 28 日陸幕補第 352 号	平成 30 年 3 月 27 日陸幕補第 376 号

陸上総隊司令官  
各 方 面 総 監 殿  
各 部 隊 長  
各 機 関 の 長

陸上幕僚長の命により  
総務課長

(例規 21)

人事発令の「付」の処理要領に関する通達

標記の件、人事発令に際して用いる「付」については、下記により処理されることになったので通達する。

### 記

- 1 「何々付」という職（例：陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部情報課長付）が設けられている場合にその職に補職し、又は部課長制にかえて「何々官」の職（例：監察官）が設けられている場合に、その官の下における勤務を命ずるにあたっては、「何々（官）付」の発令を行なうが、この場合の発令は通常の補職発令となんら異ならない。
- 2 上記以外の「付」の発令は、次に掲げるところにより補職手続にしたがって行なうものとする。
  - (1) 部隊等の編成要員として、現補職を解き、編成業務を管理する部隊等に一時的に配置する必要を生じたときは、配置される隊員を当該部隊等「付」に発令する。
  - (2) 法令等により「ある職」が設けられる予定の場合で、特に必要があるとき認めるときは、当該新設予定の職に補されるべき隊員について、その現補職を解き、当該職の設けられるべき部隊又は関係の部隊等「付」に発令する。
  - (3) 休職隊員について、休職発令時の補職を解き、他の隊員をもって補職する必要があるときは、当該休職隊員を現所属部隊等又は関係の部隊等「付」に発令する。
  - (4) 入所、入校等、部外研修又は国外留学の隊員について必要があるときは、当該隊員を現所属部隊等又は関係部隊等「付」に発令する。

- (5) 幹部候補者、航空学生、又は高等工科学校生徒として採用した隊員（防衛大学校を卒業した者を含む。）及び2等陸士として採用した隊員については、採用時の入校等の発令により、当該入校等先又は当該教育を管理する部隊等に「付」の発令があったものとみなす。
- (6) 医師法による実地修練を要する者については、実地修練の期間中は、最寄りの部隊等「付」として発令する。
- (7) その他特別の事情により一時的に「付」の発令を行なう必要があると防衛大臣が認められた場合は、当該隊員を現所属部隊等又は関係の部隊等「付」として発令する。
- (8) 特例
  - ア 昭和37年度に限り、第30期（u）幹部候補生については、補職させる以前の幹部初級課程入校発令をもって、従前どおり、当該職種学校に「付」発令されたものとみなすものとする。
  - イ 昭和37年8月編成のための「付」発令については別紙によるものとする。
- (9) その他  
陸幕発1第229号（36. 6. 30陸上自衛隊公報第800号掲載）は廃止する。

別紙（省略）